

官報

号外

昭和二十六年十一月七日

○第十二回 参議院 會議録 第十四号

昭和二十六年十一月七日(水曜日)午前
十時十六分開議

議事日程 第十三号

昭和二十六年十一月七日

午前十時開議

第一 診療所における同一患者の
收容時間の制限に関する医療法
の特例に関する法律案(衆議院
提出) (委員長報告)

第二 昭和二十四年度国有財産増
減及び現在額總計算書 (委員長報告)

第三 昭和二十四年度国有財産無
償貸付状況總計算書 (委員長報告)

第四 徳島市の地域給に関する請
願 (委員長報告)

第五 奈良県下田村の地域給に関
する請願 (委員長報告)

第六 島根県津和野町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第七 長崎県南田平、田平両村の
地域給に関する請願 (委員長報告)

第八 京都府園部町の地域給に関
する請願 (委員長報告)

第九 京都府八木町の地域給に関
する請願 (委員長報告)

第一〇 埼玉県の地域給に関する
請願 (委員長報告)

第一一 大分県竹田町の地域給に
関する請願(二件) (委員長報告)

第一二 北海道千歳町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一三 北海道岩内町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一四 北海道釧路町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一五 京都府周山町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一六 千葉県酒々井町の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第一七 高知県高岡町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一八 香川県津田町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第一九 香川県豊浜町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二〇 香川県詫間町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二一 広島県三原市の地域給に
関する請願(二件) (委員長報告)

第二二 岡山県福渡町、鶴田村の
地域給に関する請願 (委員長報告)

第二三 山口県下松市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二四 大阪府富田林市の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第二五 静岡県三島市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二六 宮崎県妻町の地域給に関
する請願 (委員長報告)

第二七 石川県飯田町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二八 石川県松任町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第二九 石川県羽咋町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三〇 静岡県沼津市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三一 北海道広尾町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三二 北海道浦河町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三三 北海道倶知安町の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第三四 北海道芦別町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三五 北海道余市町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三六 北海道様似村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三七 北海道梶原村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第三八 長崎県高浜村端島地区の
地域給に関する請願 (委員長報告)

第三九 佐賀県大町、北方両町の
地域給に関する請願 (委員長報告)

第四〇 岡山県勝間田町の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第四一 岡山県林野町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四二 岡山県高松町外三町村の
地域給に関する請願 (委員長報告)

第四三 京都府宇治田原村の地域
給に関する請願 (委員長報告)

第四四 岡山県牛窓町の地域給に
関する請願(二件) (委員長報告)

第四五 岡山県琴浦町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四六 東京都立川市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四七 静岡県伊東市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四八 三重県上野市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第四九 京都府鞍馬市の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五〇 京都府大原野村の地域給
に関する請願 (委員長報告)

第五一 広島県大屋村の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五二 広島県瀬野村下瀬野の地
域給に関する請願 (委員長報告)

第五三 徳島県池田町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五四 熊本市の地域給に関する
請願 (委員長報告)

第五五 大分県三電町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五六 宮崎県門川町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五七 兵庫県西脇町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五八 茨城県太田町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

第五九 岡山県茶屋町の地域給に
関する請願 (委員長報告)

昭和二十六年十一月七日 参議院會議録第十四号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第六〇 岡山県妹尾町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第七五 茨城県日立市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九〇 大分県森町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇五 岐阜県地域給に 関する請願 (委員長報告)	第二一九 大分県三重町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第六一 北海道江別町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第七六 埼玉県地域給に關する 請願 (委員長報告)	第九一 大分県由布院町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一〇六 岐阜県落合村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二〇 鹿児島県地域給に關 する請願 (委員長報告)
第六二 北海道富良野町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第七七 埼玉県川越市の地域給に 關する請願 (委員長報告)	九二 北海道深川町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第一〇七 岐阜県川辺町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二一 鹿児島県垂水町の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第六三 北海道静内町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第七八 神奈川県茅ヶ崎市の地域 給に關する請願 (委員長報告)	九三 北海道根室町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第一〇八 岡山県井原町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二二 大阪府茨木市の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第六四 北海道紋別町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第七九 奈良県地域給に關する 請願 (委員長報告)	九四 北海道伊達町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第一〇九 岡山県備前町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二三 岐阜県多治見市の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第六五 北海道安平村の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第八〇 山口県地域給に關する 請願 (委員長報告)	九五 宮城県角田町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第一一〇 香川県内海町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二四 和歌山県地域給に關 する請願 (委員長報告)
第六六 北海道手稲村の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八一 和歌山県地域給に關する 請願 (委員長報告)	九六 広島県土生町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第一一一 香川県宇多津町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第二二五 愛媛県近永町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第六七 千葉県大原町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八二 岡山県地域給に關する 請願 (委員長報告)	九七 広島県田原町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第一一二 香川県津田町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二六 京都府地域給に關す る請願 (委員長報告)
第六八 千葉県野田市の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八三 滋賀県地域給に關する 請願 (委員長報告)	九八 広島市地域給に關する 請願 (委員長報告)	第一一三 高知県佐川町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二七 京都府墨江町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第六九 千葉県鴨川町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八四 福井県地域給に關する 請願 (委員長報告)	九九 広島県松永町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	第一一四 愛媛県地域給に關す る請願 (委員長報告)	第二二八 佐賀県地域給に關す る請願 (委員長報告)
第七〇 千葉県成東町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八五 静岡県地域給に關する 請願 (委員長報告)	一〇〇 三重県木本町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一一五 愛媛県大洲町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二二九 岡山県津山市の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七一 千葉県大多喜町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	八六 愛知県地域給に關する 請願 (委員長報告)	一〇一 静岡県伊東市の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一一六 香川県仁尾町の地域給 に關する請願 (二件) (委員長報告)	第二三〇 岡山県瀬戸町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七二 静岡県富士町の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八七 三重県地域給に關する 請願 (委員長報告)	一〇二 静岡県沼津市の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一一七 宮崎県地域給に關す る請願 (委員長報告)	第二三一 千葉県地域給に關す る請願 (委員長報告)
第七三 静岡県清水市の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八八 徳島県地域給に關する 請願 (委員長報告)	一〇三 愛知県形原町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一一八 福岡県地域給に關す る請願 (委員長報告)	第二三二 千葉県佐倉地区の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第七四 岐阜県高山市の地域給に 關する請願 (委員長報告)	八九 徳島県鳴門市の地域給に 關する請願 (委員長報告)	一〇四 石川県地域給に關す る請願 (委員長報告)		第二三三 埼玉県鴻巣町の地域給 に關する請願 (委員長報告)

第二三四 京都府大宮町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一四九 大分県国東町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六三 富山県高岡市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	則第六十二條第二項により要求す る。
第二三五 和歌山県湯浅町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五〇 大分県津久見市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六四 新潟縣給法制定に関する 請願(十三件) (委員長報告)	同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。
第二三六 岐阜県北方町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五一 北海道札幌市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六五 教職員給與改訂に関 する陳情 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の辞 任を許可した。
第二三七 岐阜県今渡町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五二 滋賀県堅田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	昭和二十六年十一月一日 内閣委員長 河井 彌八 参議院議長佐藤尚武殿 公聴会開会承認要求書
第二三八 滋賀県大津市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五三 徳島県小松島市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	一、公聴会の問題 所得税法の臨時特 例に関する法律案 法人税法の一部を改正する法律案 財産税法の一部を改正する法律案 (予備審査)
第二三九 大阪府泉北郡の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五四 岐阜県中津川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	一、公聴会の問題 所得税法の臨時特 例その他租制改正案について 一、公聴会の月日 昭和二十六年十 一月七日
第一四〇 愛知県西浦町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五五 岐阜県八百津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	右本委員会の決議を経て、参議院規 則第六十二條第二項により要求す る。
第一四一 愛知県新城町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五六 岐阜県萩原町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	昭和二十六年十一月一日 大蔵委員長 大矢半次郎 代理理事
第一四二 徳島県川島町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五七 北海道増毛地区の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	参議院議長佐藤尚武殿 去る一日内閣総理大臣に左の者を政府 委員に任命することを承認した旨回答 した。
第一四三 愛媛県今治市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五八 和歌山県田辺市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	運輸大臣官房長 荒木茂久二君 経済安定本部 平井富三郎君 總裁官房長 近藤 止文君 同 産業局長 近藤 止文君 同 民生局長 前谷 重夫君 同 財政金融局 阪田 泰二君
第一四四 愛媛県宇和町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五九 北海道岩見沢市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	
第一四五 福岡県田川市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六〇 愛知県豊川市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	
第一四六 福岡県筑後地区の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六一 愛知県岡崎市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	
第一四七 大分市の地域給に関する請願 (委員長報告)	第一六二 愛媛県御前、城辺両町 の地域給に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	
第一四八 大分県鶴崎町の地域給 に関する請願 (委員長報告)		同日議長において、左の特別委員の補欠を 左の通り指名した。	

同 貿易局長 板垣 修君

去る二日内閣総理大臣から、運輸大臣官房長荒木茂久二君外五名(前掲議長承認の通り)を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
一昨五日左の質問主意書を内閣に転送した。

漁業経営合理化の促進に関する質問主意書(青山正一君提出)

水産基本政策に関する質問主意書(青山正一君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案可決報告書

人事委員会請願審査報告書第一号及び同特別報告第一号

人事委員会陳情審査報告書第一号及び同特別報告第一号

同日内閣から、左記の者を証券取引委員会委員長に任命したので証券取引法第六十六條の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

証券取引委員会委員長 島居 庄蔵君

昨六日議員飯島通次郎君外二十四名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

国会の審議機構に關する決議案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

漁業法の一部を改正する法律案

水産委員会に付託

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協會をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めの件 外務委員会に付託

連合国財産補償法案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同院は証券取引委員会委員長に島居庄蔵君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院運営委員会において當選した理事は左の通りである。

理事 小笠原二三男君(小笠原二三男君の補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 宮田 重文君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員 中川 幸平君

一昨五日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

国家地方警察本部警務部長 中川 淳君
大蔵省主計局司計課長 平井 平治君
大蔵省主計局法規課長 佐藤 一郎君
大蔵省理財局長 酒井 俊彦君
電気通信大臣 山岸 重孝君
官房人事部長 山岸 重孝君

昨六日内閣総理大臣から、国家地方警察本部警務部長中川淳君外四名(前掲議長承認の通り)を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○副議長(三木治朗君) これより本日の會議を開きます。

〔森崎隆君發言の許可を求む〕

○副議長(三木治朗君) 森崎隆君。

○森崎隆君 私はこの際、公務員の給與繰上支給等に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○杉山昌作君 私は只今の動議に賛成をいたします。

○副議長(三木治朗君) 森崎君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發言を許します。森崎隆君。

〔森崎隆君發言、拍手〕

○森崎隆君 私は暫らく時間を頂きまして、公務員の給與支給日の繰上等につきまして政府御当局にお尋ねを申し上げます。森崎隆君。

御承知のごとく私たちは、朝鮮戦乱以来のあのインフレに對処いたしました。特に本年当初以来は一萬二千四百ペーの実施を要望いたしました。人事院に對しても速かにペー改訂の勧告を促して参つたものであります。八月二十日に至りまして、漸く人事院は例の一万一千二百六十三円水準というものを給與に關する報告と共に勧告いたしました。私たちが御承知のごとくこれまで早期臨時国会の開会を強く要求して参りました重要な理由の一つは、この給與に關する問題でありまして、取りあへずこの人事院勧告を一日も早く実施いたしまして、破綻寸前にある公務員の生活を守ろうとする熱意

にはかならなかつたのでございます。この間、新特需や或いは又對中国貿易中止等に伴ひまして、原材料の非常に不合理な輸入方策等のために、インフレの波は次第に高まつて参りました。諸物価は相次いで上昇いたします。し、加ふるに八月よりの主食や又電氣料金等の値上げと、更にこれに伴つて物価等が上りましたために、そのあたりは低賃金生活者に大きな圧迫を加えて参り、彼らの生活の危機は日に増大して参りました。八月にはすでに次期給與支給日まで到底生活を支えられなくなつたその人々は夏期手当の要求をいたしました。或いは又給與の繰上げ支給を要望せざるを得なくなつて参つた次第であります。この必死の要求によりまして結果、去る九月の十九日でありましたか、政府におかれましては、全官公労の代表者諸君を首相官邸に招かれまして、九月下半期分を一日間、十月分を七日間繰上げて支給するとの閣議の御決定を伝えられて、これを實施いたされたのも、公務員の生活保障の責任者であります政府といたしましては、当然の、否、余りにも遅過ぎた処置であると言わなければならないと思ひます。この指令によりまして、九月の下半期分は九月の二

十二日に支給し、十月上旬分は十月の二日に、十月下半期分は十月十七日にそれ／＼繰上げて支給が実施されることになったのであります。ところがこの当然の措置が本十一月には全くとられていないのであります。これは実質的な意味を現わしております。これは一体どうしたことでございましょうか。勿論十一月にも十月通りのいわゆる七日繰上げといったそのままで、二日と、十七日の二回支給は、これはなされるのであります。それが繰上げ支給の意義と効果は全くないことになることを私たちは知らなければならぬのであります。即ち七日間の繰上げということは、一カ月三十日分の給與が実は二十四日で事切れになり、更に細かく申しますならば、半期十五日分は十二日間で食い盡きてしまふということの意味するものでございまして、この当然の道理と動かしがたい現実とよりいたしますれば、十月下半期分は更に補正繰上げを行ひまして十月十五日に、十一月上半期分は十月二十八日に支給するべきものであると言わなければならぬと思ひます。ただ、この月繰上繰上げ支給ということ、は、現行給與法の支給日の原則を楯にいたしまして、政府によりまして拒否

されたのでございするが、真に繰上げ支給の必要性を認められるものでございするならば、少くも本月の一日にこの上半期分に加えて下半期分を或る程度含めた支給がなされるべきものであると信じていたのでございする。このことは真に公務員の立場に立たれてその生活を擁護しようとする誠意とありますれば、人事院指令によりまして当然実施可能のことでありまするし、又これを断行するところに責任者たる者の責務があると考へるのであります。この繰上げ支給には政府がいつも口癖にしておりますやうな予算というものは別に要らないのであります。政府は一体今日以後の支給日については如何なる御方針を持つておられるのか。これをお伺ひ申上げたいと思ひます。このことは小さいことのようにございするが、公務員の現実の生活の問題でございするし、これが最悪の場合にしわ寄せされて参りますと、國民に対する公務員の奉仕業務にも重大な影響を與えられるやうなものでございする。是非とも今すぐにも善処されたいという氣持を持つてお尋ねするのでございする。真摯なる御答弁をお願い申上げたいと思ひます。

第二の質問に移ります。人事院の勧告以来すでに第四カ月目に入つております。久しい間、噂をされ、又公務員が渴望して参つて来ておりますところのベース改訂の法律案、これは幾度も公務員の期待を裏切り、長い間、彼ら／＼愚弄し続けて参りました勤務手当支給地域の区分決定に関する法律案と共に未だに国会に提出されておらない。このことは非常に私どもといたしまして遺憾千万に存し上げる次第でございする。そこで、遅延しながら私は繰上げ支給のこの意義並びに政府がとられたこの方面の御処置から私の期待するところを申上げて、予想される給與法の改正法案の概観でもこの際お伺ひ申上げたいと思ふ次第でございする。前述のごとく、政府が十月より支給期日を七日間繰上げたということは、現在の經濟情勢の中におきまして、公務員は現行給與のままで、半期分即ち十五日分を以ては、さつき申しましたやうに十二日間の生活を支えられるに過ぎないといふことの認定を意味するものでございまして、給與一カ月分、即ち三十日分を以ていたしましては、繰返すやうでございするが、二十三日間の生活を守り得るのやつとのこととございまして、あとの残りの七日間は生活が困難であること

を意味するものであると思ひます。この七日間を補足するといはしますれば、三十日に對する七日間、大体二三％強の割増しが必要になつて来るわけにございする。現行賃金ベース七千九百八十一円ベースが現在実質的に八千五百円になつておると考へますと、この二三％はまさに二千円程度になるわけにございする。即ちこういう点から考へますと、給與繰上げ支給の政府の方式から考へて給與の水準を改訂するといはしますれば、今回予想される政府案たるベースは少くとも八千五百円に二千円を加へた一万五百円以上でなければならぬといふことに理の當然として歸結するわけにございする。政府は今如何なるお考へで、又如何なる給與の水準を出されるかは寡聞にして、私存じないのでございするが、これまでのやうに或いは予算がないからとか、或いは給與の問題のときだけしば／＼お使いになる言ひ、これ皆國民の税金であるとか、こゝういつたやうな目的のための手段としての似非理窟は別といたしまして、前述の動かしがたい一つの基礎の上に現実の生活に大きな影響を與へつつあるインフレ對処の要素を加へますならば、少くとも人事院勧告の一萬一千

二三百円程度の水準は最低の線として期待したいのであります。若し人事院の勧告案と異なる水準を政府がお作りになるといたしますれば、人事院の長い間のあつた作業の結果としての報告書とその結論を堂々と修正し得る科學性と權威を持つたものでなければならぬのであります。私たちは決して無理を押し付けられたいのではないのであります。この際、政府の現段階におきます腹案の概なりともお漏らし頂きますれば幸いに存する次第でございする。

第三の質問は、これも人事院勧告案の中に新しく出ておりますところの奨励手当でございするが、奨励手当は今回の人事院の勧告案で今も申上げた通り初めてその新設が要請されたものでございまして、新たに人事院の指定する現業の職員に對して、その勤務能率の向上を図るため、予算の範囲内であらかじめ人事院の承認を得た基準に従つて特別の給與として支給できることになつております。勤務能率の向上は政府のみならず誰でも公務員に對しまして強く期待したいところでありまして、能率増進の方法としての奨励手当の新設は誠に意義深いものがあると信ずる次第であります。これはそ

の説明にもあります通り、現に行われておりますところの造幣庁、印刷庁、林野庁等の生産奨励金や、或いは電通、郵政等の貯蓄奨励手当等が統合されたものであります。予算の範囲内でありまして、予算の範囲内でも予算の範囲内で現実に実施しているものでございまして、予算の範囲内で実施中ということは、予算のないために実施できないというようなことは根本的に違つておるものでございまして、これは実に公務員の既得権とも言えるものでございまして、この革新的な新設の奨励手当等を政府は当然考慮されているものと私は期待いたすものでございまして、念のためにこれに關しまして御方針をお聞きしたいと思ひます。

いろいろお尋ねしたいことはやまやまございまして、残念ながらまだ基本的な給與改訂の法案が出ていない關係上、取りあへず急を要するこういう問題に多少の附帶質問を付けまして、政府に御質問を申上げた次第でございまして。(拍手)

〔政府委員岡崎勝男君登壇、拍手〕
○政府委員(岡崎勝男君) 答をいたします。

第一は給與の繰上げ支給の問題であ

りますが、政府は先ほど森崎君のおつしやつたように、九月から始めまして、十月は普通ならば八月、二十一日二日頃に拂うものを、二日、十六日というふうにして繰上げて拂つております。で、今月も同様の趣旨で繰上げて拂うつもりでおりますけれども、今森崎君のおつしやつたように、更にこれをもう一段繰上げるといふことは、只今のところ考えておりません。但しその代りに、不日、今おつしやつた給與法の改訂法案を出しまして、できるだけ早く給與ベースの改訂を行いたい。こういうふうにして思つております。

次に給與の改訂につきましては、すでに予算案を提出しておりますので、御覽下すつたと思ひますが、大体一千五百円程度の増額をいたし、一万六千二百円程度になるようにいたしております。(「ならんですよ」と呼ぶ者あり)そこで、人事院の勧告は無論承知しておりますし、でき得る限りこれを尊重するつもりでやつて参りましたけれども、公務員の給與と申しますものは、普通の民間の給與と違ひましてその絶対額が非常に多いので、高いのであります。従つてこれを増額することは國の財政経済にも大きな影響があるの

でありまして、現今の予算の状況から見まして千五百円程度が得る最大であると考えて、この趣旨で今給與法を作成しております。

なお、この奨励手当につきましては、先ほど人事院の勧告について現業官庁に対して成績に応じて奨励手当の制度を設けるようにということがあります。併し政府としては、現業官庁にこの制度を認める場合には、非現業官庁にも同様の趣旨の給與を認める必要があるのではないかと思つております。又仮に奨励手当等を支給するにいうことにつきまして、その支給の範囲とか支給の方法とか、或いは基準給與とかいふ点につきまして、まだいろいろ検討する必要があると認めております。今回はこの勧告の趣旨は一応保留いたしまして、なお十分に検討するつもりでおりますので、さよう御承知をお願いいたします。(拍手)

〔重盛壽治君発言の許可を求む〕
○副議長(三本治朗君) 重盛壽治君。
○重盛壽治君 私はこの際、行政整理に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○杉山昌作君 私は只今の動議に賛成いたします。

○副議長(三本治朗君) 重盛君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。重盛壽治君。

〔重盛壽治君登壇、拍手〕

○重盛壽治君 私は社会党を代表して、行政整理の一環として論議されつつあります定員法に關して緊急質問をいたします。

国家財政の均衡を図り、減税をやるのに、労働者の首切りによつて財源を求むるがごとき方法は、すでに過去の政治法則であります。而も職前のごとく胃腸病患者や肺結核患者を統出せしめたる時代と、労働條件の異なつて来ておることをお忘れになつておるようであります。常に法律を振り廻す政府諸公が、労働法規だけ無視して、一握りの退職金さえ出せば解決付くものだというような、勤労階級をして奴隷扱いをなすがごときことは、断じておやめになつてもらわなければなりません。(「その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手) 政府は常に講和調印ができれば国民生活を安定せしめると言い、民主主義日本確立を目標として日本の国民総力結集による協力を求めており、国民

も又講和條約が調印されれば生活が安定し、みずからの與えられた職務に忠実に努力し、民族全体がなごやかな気分での日本の再建に當るのだという希望を持つておるのではないかと思ふのであります。然るに政府は條約の批准のための臨時国会で、国民の大多数が反対しておる米麦統制撤廃を強行しようとなし、又団体等規正法を作る用意をしたり、或いは労働組合法の改悪をしなければならぬというようなことは、およそ時代逆行であり、何のためか了解に苦しむものであります。特に社会保障制度或いは失業対策も不完全、有名無実であり、機構改革も完成せざる段階において、定員法だけを作り、首切りをや、農林省関係二万六千七百六十五名を初め、總計十三万五千三百四十六名を整理し、勤労階級を不安動搖せしめるがごときことは、今日の日本再建の原動力たる勤労意欲を抹殺し、あらゆる産業を麻痺せしめるところの恐るべき政策であります。そこで、この際少しは無理があつても現状を維持することが、国民に心理的影響を及ぼさず、特に目前日本の再建の方途は農、漁業、工業等を初め、あらゆる産業発展に待たねばならんとす

るならば、これらに従事するすべての人々の指導監督に当る官公吏に対して、喜んで協力できる体制を樹立することこそが、政府の任務であり国家再建の基礎であろうと考えるものであります。従つて現在の機構を机上排連主義によつて改革することなく、講和推進との関連による十分な研究と国民の総意を聞いて事を処理すべきであると思ふが、政府は飽くまで定員法を強行する意思であるかどうかをお伺いしたい。先般千葉議員の質問に対して明確の答弁がなされておらなかったが、政府が機械的な天引人員整理をするので、各省各庁では閉口しており、止むなく数字を合せるための表面整理はやるが、実際にはなくてはならぬ人員であり、特に特殊技能者等は絶対に減員できないのを無理にやるために、一方で整理をやりながら一方では直ちに臨時採用をしなければならぬ、これに該当する人件費がないので、事業費や物件費をこれに充てるといふ、かような結果は必然的に能率の低下を来とし、特に事業庁におきましてはお付合の整理をやる、このことのために事業上に一大支障を来たして来るのであるが、政府はこの点どのように考えておられるか。御答弁をお伺いしたい。

次に教職員の一律整理も同断であります。六三制を実施する最低線さえも維持されておらないのに、お付合いで五割を整理するということは、みづから六三制を否定することであり、(「そうだ」と呼ぶ者あり)かくのごとく政府の無謀なる教員整理によつて最も迷惑をこうむるのは一休誰か。教員であると同時に日本の将来を双肩に担うところの子供たちであることを銘記せなければならぬのであります。(拍手)去る十六日、組合との交渉に、岡野大臣は、金がないから首を切ると言つたさうであります。而も教職員を業者扱いにして、この面倒を見るのに金は要する、この金は捻出するが節約することだが、捻出することができないから首を切るのだと放言したさうであるが、このような考え方であるとすれば、教育問題は一体どうなるのかお聞きしたいのであります。(「その通りその通り」と呼ぶ者あり、拍手)特に中央で示された五割の数字は窮迫した地方財政により口実を與えます。教職員の多量の出血を見、再び一学級六十人、七十人を詰め込むところの縮詰め教育が断行され、六三制を破壊に追い込むことになると思ふが、関係大臣は何と考えておられるか。答弁をお聞きしたい。(拍手)

次に食糧庁関係に移りますが、定員法に関連してお聞きしておきたいことは、第一に、政府は米麦統制撤廃に対して如何なる成算を持つておられるか。第二に、政府は米麦統制撤廃法案を国会に上程して実施する予定であるか、それとも政令で出す考え方であるのか。第三に、政府はドッジ氏の来られたことによつて米麦統制撤廃の既定方針を変更するかどうか。この三点をお聞きしたい。今日、米麦統制の撤廃が決定せざるにもかかわらず、食糧管理を六〇%、検査官を五〇%の大量首切りをやるという乱暴なことが発表されておるが、かくのごとき無謀なことは明らかに政府の行き過ぎであると断ぜざるを得ないのであります。仮に統制が撤廃されたとしても、現在一人三役を勤めて漸く管理しておるところの人員を、半数以下にしてやつて行けるとお考えになつておられるかどうか。又明確に統制撤廃の原則に立つて首切りを主張しておきながら、改正定員法案の附則のほうに、統制が撤廃されなければ七千九百六十一名は政令によつて増員できると示されておるが、行政機関の定員は法律にて定められるべきものであつて、政令によることは国会の審議権を無視しておるものとお考え

が、この点、政府は何と考えておられるか。明確なる御答弁をお伺いする。又統制撤廃を理由に人員整理をしようとするとき、できない場合の附則を附するということは趣旨が一貫しないと思ふ。この場合、検査や統計は首の切りつ放しにするつもりかどうか。はつきりと説明をしてもらいたい。更に検査であるが、検査業務は農産物検査法の制定の趣旨より見ても、統制とは別に考えなければならず、統制が撤廃されても農産物検査法が改正されない限り、米麦はすべて強制検査であり、検査数量には変わりなく、自由になることにより検査も複雑化して来る。商取引には極端なる検査がなされなければならず、首切り等とは全く反対に増員しなければならぬであらうと考えるが、政府は何と考えておられるか承りたい。次に統計調査の關係であるが、これも今日我が國重要産業にすべて關係を持つものであつて、ただに食糧統計のみでなく農業計画、林業、漁業、殊に從來の漁獲高等の数字はかなり誤算されておつたと聞いておる。被害、発生等におつたと聞いておる。被害、発生等にも、食糧増産に對しても、はつきりした統計によらなければすべての政策断行に困難であり、これらの人々を中央で整理したとしても、地方ではすぐに

採用しなければならぬ。國家經濟においては何ら変らないのであるから、この面の人員整理等は断じてなすべきでないと思ふが、政府の答弁を求めます。更に又現在日本の再建に重要なものとして、林野、畜産、水産、農地、農政、輸出、又輸出の根幹をなすところの系行政等は、天引整理は絶対にやめなければならぬと考えるが、關係大臣の御答弁をお願いいたします。次に、地方平衡交付金の増額を図ることなく、地方自治体の拘束するがごとき地方自治体の機構の改革並びに人員整理等、新聞に報道せられたのであるが、この点に對して、一、二質問いたします。地方自治体の行政機構の改革、事務整理縮小並びに人員整理案の具体的進捗状況は如何になつておるか。又昨日新聞に発表されたる地方行政簡素化本部案が事実であるかどうか、關係大臣にお伺いしたい。更に先般地方自治庁より各都道府県宛通牒した基準職員数算定方法についてお伺いしたい。この法律は、地方の特殊性、自主性を全く無視し、一律整理の公算が大になると思ふが、この点の見解をお聞きしたい。なお、基準職員数算定方法は、人口、面積、基準財政需要、予算定員をファクターとし、補

昭和二十六年十一月七日 参議院會議第十四号 行政整理に関する緊急質問

一五〇

正計数による補正を行なつておるが、真に基準職員数を算定しようとするならば、右算定方法は不十分である。産業経済の状況、交通の便否等を十分に考えねばならないにもかかわらず、ただ単に人口、面積及び基準財政需要額を以て職員数を算定することは、地方の実情が全く無視されたものであると言わなければならない。この基準職員数は現在の職員総数を再配分しようとするもので、これは一応、人口、面積等の簡単な数字で機械的に各府県のこぼこをならし、一律整理の準備をなすものであり、なお、標準団体の想定が平均数以下のところにおかれると考へるが、この点はどうなつておるかお伺いをしたい。

最後に、地方行政簡素化本部において、昨日新聞紙上に発表され、地方公務員十二万を整理すると報道されておるが、若しあの発表された数字が事実とすれば、地方の実情を全く知らざるものと言わざるを得ません。その一例は、教職員は中央発表が五〇%であり、地方行政簡素化本部案が一〇%であり、いずれを中心となすのか。この一点を以てしても、如何に今回の定員法が粗雑極まるものであるかを指摘しなければなりません。(拍手)加うる

に、政府に勧告する権限を與え、地方自治体首長よりは、それに基づく実施計画を提出する義務を課するがとき法が、これに対する見解をお伺いしたい。

終りに私は、首切りをして失業者を出すよりは、賃金の引上げをして生活の安定を図り、全労働階級の協力を求むることこそが、日本再建の根本方針であらうと存じますので、この際、定員法を今国会に提出することを延期せられんことを希望し、各項目に亘つて関係大臣の詳細なる御答弁を求めて、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣橋本龍伍君登壇、拍手〕
○國務大臣(橋本龍伍君) 只今の御質問にお答えをいたします。

政府は定員法の実施を是非やるつもりであるかというお話でございましたが、是非やるつもりでございまして、国会の御賛成を得て速かに実施をいたしたいと考えております。いろいろ御議論はございますし、御意見はいろいろありであらうと思いますが、今日、日本が独立後の国の財政経済を運営する上におきまして、昭和六年に戦争がまえに入つて以来ずっと引続いて膨脹して参つたこの行政機構、あの

平和時代の昭和六年に五十数万であつた公務員の数が今日百五十二万にもなつておるといふことは、その間におきますいろいろの事情の変化を考えましても、今日、日本でこの行政組織の中に節約の余地が一つもないということはいふ切れないということをはつきり示すものであります。今日におきましては、むしろ日本が行政整理をやるべきであるということ、私はもう国民の常識であり、(その通り)と呼ぶ者あり)国民の大多数が要望するところであることを確信をいたすものであります。そうしまして、この整理の方法についてでありますが、天引整理はいたしております。この案につきましては、先般も繰返し御説明を申し上げましたが、政令諮問に関する委員会が基礎案を作られまして、それを元に更に検討をいたしたものであります。この基礎案におきましては、十八、九万の整理をすることになつておりましたが、その後いろいろ検討いたしました結果、今日提案をいたしておりますものにまとめた次第でございまして、基本は飽くまでも政府の全体の仕事を細かに分けまして、一項目ずつ事務の繁閑を見て整理をいたしたものでございまして、天引的に何割かということは一

つもいたしております。非常に細かく違つておるのであります。先ほどお話がありました臨時人員でございまして、いろいろなことは、あつてはならぬことでありまして、この定員法を作りましたから後におきまして、さういふ抜け道をとらないように十分に監督をいたします。勿論、極く特別な場合に、常勤でたくさんの方は一年中は要らないけれども、或る時期に人が要るというときには、臨時職員を採ることには必要でありまして、これは予算の上で必要なものを組むつもりであります。常勤的に臨時の職員を使うというやうなやり方は非常にいけないことではあります。十分に監督をするつもりであります。二十四年のあの整理の際におきまして約二十五万八千の整理をいたしたわけでありまして、さういふ抜け穴をやつてゐるものは極く僅かでありまして、私も若干そういう例を知つておりますけれども、二十五万八千の整理が今の抜け穴によつて全部駄目になつておるといふ事実は全くございせん。なお事業官庁の点につき御指摘がございましたが、これも仕事の繁閑を見まして、能率化の点でここまでは行けるという数字をここにのつたものであります。

なお、米麦統制撤廃をやるかとか、その方法をどうするかというふうな実問題に關しましては、これは所管の大臣から答弁をされるものと存じます。政府は主食の統制撤廃を行うという方針を以て補正予算にもその一部を實現し、又定員法の改正をお願いいたしておる次第でございまして、ただ具体的な時期等について、若干きまつておらないところがございしますので、あの附則を付して提案をいたした次第であります。

なお食糧管理の人員、統計調査の人員の使い方等についての御質問がございましたが、これは所管の大臣と十分打合せの結果、決定した数字でございまして、これも所管大臣のほうから実施方法を説明するのが適當であらうと考えておるのであります。

それから至糸、水産等に関して整理をするなどというふうなお話がございましたが、これは今日の行政の事務をすつと検討いたしました結果、こういう方面につきましても能率化の余地は十分あると認めまして、それらの項目に応じて適當な人員の整理を計上いたしましたものであります。(拍手)

〔國務大臣岡野清素君登壇、拍手〕
○國務大臣(岡野清素君) お答えを申し上げます。

〔國務大臣岡野清素君登壇、拍手〕

〔國務大臣(岡野清素君) お答えを申し上げます。〕

〔國務大臣(岡野清素君) お答えを申し上げます。〕

行政整理の根本方針につきましては、只今橋本行政官が申しました通りの政府の方針でやつております。地方行政簡素化本部は九月の二十六日に第一回の会合をいたしまして、あと二十一回ほど各省と個別に事務の整理について研究をいたしてあります。併しながらその事務の整理は広汎多岐に亘つておりますので、なか／＼成案が得られないので、只今これを一応行政簡素化本部におきまして各省全体を均一に見ならしめて、事務の整理を均衡のとれたものにしたと考えております。

人員の整理につきましては、私は事務の整理ということを中心としたとしておりまして、副作用として人員の削減が出て来ることは当然でございますから、これもやつて行くつもりでございます。但し只今お尋ねのような新聞紙に出ましたことは、これは全く我々が見当を付けております点と方法が大部分違つておりますので、あれは新聞社のほうでいろいろ探索をして、そうして何か推定をしたものと私は想像してあります。私がここで申し上げたいことは、あれは全く我々の成案とは違つております。私の成案はまだできておりませんというこゝをばつきり申し上げます。

行政整理の根本方針につきましては、只今橋本行政官が申しました通りの政府の方針でやつております。地方行政簡素化本部は九月の二十六日に第一回の会合をいたしまして、あと二十一回ほど各省と個別に事務の整理について研究をいたしてあります。併しながらその事務の整理は広汎多岐に亘つておりますので、なか／＼成案が得られないので、只今これを一応行政簡素化本部におきまして各省全体を均一に見ならしめて、事務の整理を均衡のとれたものにしたと考えております。

す。(こしらえる必要なし)と呼ぶ者あり)

それから、一体、この首切りを地方に對して命令するかどうか、こういうようなお尋ねでございますが、地方自治の建前上、我々は地方の自治を尊重いたしまして、決して命令は出しません。併しながら中央地方の財政が非常に窮乏しておるといふことは、もう皆に御座います。中央地方共に財政の相当の窮乏から逃れる方法を考へなければならぬ。そのためには、我々が事務を簡素化して、そうして財政支出を削つて行きたい、こういう方法から進んでおるわけでありまして、それから只今平衡交付金の問題にもお触れになりました、いろいろと不公平な点、不公正な点があるようなお話でございますが、これは御承知でもございまして、平衡交付金は昨年実施されたばかりでございます、十分我々は地方財政委員会を奮勵いたしまして、公正妥當なる配分の方法を講ずるよう努力をされて来たのでございまして、出発早々でございますが、なか／＼理想的には行つていないことは私は事実だろふと思ひます。併しながら、これは日に／＼、月に／＼、

いろいろな地方の実情がわかつて参りますに従ひまして、地方財政委員会の規則を改定いたしまして、実情に適應するよう配分方法をしておりますから、若し皆様がたのお手許におきまして特殊の地方の実情をよく把握なさいます、これは不公平じゃないかというようなことがございましたら、どうか即刻忌憚なくお申し付け下さいまして、我々はそれに対して十分な処置をいたしたいと存じております。

地方平衡交付金の配分の規則は、実は法律でやらなくちやならんことになつておりますけれども、法律にいたしますのには自信がなかつたというわけで、今年度もやはり規則で自由自在に當意即妙に変えられるような態勢で、只今まで(噓だ、反対されるのが当然だ)と呼ぶ者あり)規則でやつておりました、いずれ来年度からは法律にいたしたいと思ひます。その法律案を今我々は研究中でございますから、成案ができましたら皆様がたの御審議をお願いいたしたいと存じております。

私の回答はこれにて終ります。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

○議長(佐藤武吉) 内閣総理大臣の答弁は、他日に留保せられました。

〔文部大臣どうした)と呼ぶ者あり)農林大臣及び文部大臣はあらかじめ答弁の御要求がありませんでしたので出席いたしておりますが、この答弁も後日に留保せられました。

○議長(佐藤武吉) 日程第一、診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年十一月一日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤武吉

診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律

診療所の管理者は、この法律施行の日から三年間は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十三條の規定によらないことができる。但し、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間をこえて收容しないようにつとめなければならない。

規定によらないことができる。但し、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間をこえて收容しないようにつとめなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 医療法の一部を次のように改正する。

第七十九條第四項を削る。

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君 只今議題となりました診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、本法案の内容を申し上げますと、医療法第十三條におきましては、治療上四十八時間以上を要する傷病者は病院に收容することを建前とし、診療所の管理者は原則として同一の患者を四十八時間をこえて收容してはならないこととしておるのであります。ただ医療法の附則第七十九條第四項において、医療法施行の際に存在していた診療所については、医療法施行の日から三年間は第十三條の規定によらない

昭和二十六年十一月七日 参議院會議第十四号 昭和二十四年度国有財産増減及び現在額總計算書外一件

ことができる旨規定されておりますが、昭和二十六年十月二十六日を以てこの三カ年の猶予期間が終了するのであります。然るに医療機関、殊に病院の普及状況は、終戦後の苦しい国民経済の下では、まだ十分に復旧整備されるに至らないばかりでなく、今後急速に改善することは困難な実情であります。従いまして今日直ちに第十三條を適用すれば、診療上著しい支障を来す虞れがありますので、診療所における患者の收容時間制限に関する医療法の規定の特例を設け、診療所の管理者は、この法律施行の日から三年間は医療法第十三條の規定によらないことができることとしたのであります。併しながらか診療所の管理者は、診療上止むを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間を超えて收容しないように努めなければならぬこととしたのであります。なお、本特例により不要となつた條文を削除することとした次第であります。以上が本法律案の概要であります。

より、本法案において、診療上止むを得ない事情のある場合には例外規定があるが、如何なる場合を指すかとの質問に対し、提案者より、これは含みの言葉であつて、例えば地方に病院のない所、患者が重症の場合、又は患者が特にそこで診療を受けたと希望した場合、或いはその患者の家族が希望した場合等を含むものであるとの答弁がありました。又この法律は、公布の日から施行するところがあるが、昭和二十六年十月二十六日で期限がなくなるので、昭和二十六年十月二十七日から実施すると、施行期日を明らかにに入れてはどうかとの質問に對しまして、昭和二十六年十月二十七日と明らかにすればいいのであるが、法律を遡つて実施することは困難であるので、公布されるまでの間の空白については行政措置を以て支障のないよう善処するとの答弁がありました。以上のような質疑応答がありました。詳細は速記録によつて御覽頂きたいと存じます。

五日の委員会におきましては質疑を打ち切り、討論を省略して、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、昭和二十四年度国有財産増減及び現在額總計算書、日程第三、昭和二十四年度国有財産無償貸付状況總計算書、以上兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員会理事仁田竹一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十四年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和二十四年度国有財産無償貸付状況總計算書

右 国会に提出する。

昭和二十六年三月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

〔仁田竹一君登壇、拍手〕

○仁田竹一君 只今議題となりました昭和二十四年度国有財産増減及び現在額總計算書並びに昭和二十四年度国有財産無償貸付状況總計算書に関する決算委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

先ず本件の内容の概要を申し上げますと、昭和二十四年度におきましては、一般会計、特別会計を通じて国有財産の増加いたしました額は二千五百五十四億円で、減少した額は七百八十四億円であります。差引純増加額は一千二百七十一億余万円となつております。年度末即ち昭和二十五年三月三十一日現在の国有財産は、總額二千五百二十七億余万円でありまして、その内訳は、行政財産が六百四十億余万円、普通財産が一千八百八十七億余万円となつております。行政財産を更に分類いたしますと、公用財産が百八十一億余万円、公共福祉用財産が一億余万円、皇室用財産が一億余万円、企業用財産が四百五十五億余万円となつております。

次に国有財産を無償で貸付けせるものは、一般会計、特別会計を通じて、昭和二十四年度における増加額は二千四百余万円、減少額は六百余万円、差引純増加額は一千八百余万円でありまして、年度末の現在額は三千余万円となつております。

決算委員会におきましては、右二件につきまして政府の報告を聴取いたしました上、慎重審議いたしました。質疑応答の主なものを申し上げますと、昭和二十四年度中における国有財産増加額の主要部分を占めまする政府の出資千三百三十八億余万円の内容如何との質問に對しまして、これは政府関係機関に対する出資でありまして、その主なるものは、復興金融金庫に對する九百二十四億余万円、船舶公団に對する五十四億余万円、専売公社に對する二百三十二億余万円、国有鉄道に對する四十九億余万円等であるとの答弁がありました。次に公共福祉用財産及び皇室用財産の増減の内容について説明を求めましたのに對しましては、公共福祉用財産といたしましては、皇居前広場、新宿御苑、京都御苑等を繰入れたのが増加の主なるものであります。又皇室用財産の増加は少額であります。主として建物の増築、新築等によるものであるとの答弁がありました。次に旧軍用財産のうち民間企業等に一時使用の認可を與えたものがあるが、これらの財産はこの国有財産

總計算書においてはどのように処理されておるかとの質問に對しましては、これらはすべてこの計算書に計上されているが、一時使用であるので特に貸付としては表示しないとの答弁がありました。その他にも二、三の質問應答がありました結果、国有財産の管理処分等に関し処理の適正でない点につきましては別途昭和二十四年度決算審査においてこれを調査することにいたしましたして、この二件の計算書はこれは承認することに異議がないと議決いたしましたのでございます。

右御報告申上げます。(拍手)
○議長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。兩件は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(佐藤岡武君) 過半数と認めます。よつて兩件は委員長報告の通り議決せられました。

○議長(佐藤岡武君) この際、日程第四より第六十四までの請願及び日程第六十五の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(佐藤岡武君) 御異議ないと認め

めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長吉田法晴君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

(吉田法晴君登壇、拍手)

○吉田法晴君 只今議題となりました地域給に関する請願百六十四件及び新恩給法制定に関する請願十三件並びに陳情一件に關しまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず地域給に関する請願百六十四件についてであります。これらの請願は、それらの府県及び市町村における物価の実情その他の特殊事情から、現行支給割合を引上げ又は維持し、又は新たに指定されたいとの要望をその主たる内容とするものであります。全国的に広範囲に亘り非常に熱心に提出せられている実情であります。本委員会におきましては、支給地域区分に關してはでき得る限り正確な結論を導くためにも、当該地方の要望を慎重審議いたしているものであります。請願の趣旨、要望も一応妥當と認められるものであり、又先に人事院の意見の申出もありましたが、この際、速かに政府をして十分再検討せしめ、所要の措置をとらしめる必要があるものと認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

次に新恩給法制定に関する請願十三件についてであります。その主たる趣旨とするところは、恩給受給者の生活を擁護すると共に、現職公務員をしてその職務に専念せしむるため、人事院は国家公務員法第八條の規定により、或るべく速かに恩給制度に關して研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出しなければならぬことになつており、新しい法律が早急に制定されなければならぬ。これが速かに制定されないことは、現職員並びに退職公務員に與える精神的、経済的影響が非常に大きいので、民主的な新恩給法を速かに制定せられたいとの請願でありまして、本委員会は、今後本件の法制化に當り、これらの趣旨、要望を重んずると共に、本件を深く検討することとし、又速かに政府をして十分研究の上、所要の措置をとらしめることが必要であると認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に陳情第五十三号は教職員の給与改訂促進に関する陳情でありまして、現下の教職員の生活は、その高なる職業的地位に反比例して最低生活を強いられるから、これら教職員の生活向上のため給與ベースの改訂を促進せられたいということをその主たる内容とするものであります。この陳情の願意につきましても、本委員会において妥當であることを認め、政府をして積極的に研究せしめ、所要の措置をとらしめる必要があるものと認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)
○議長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(佐藤岡武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。大会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。午前十一時二十一分散會

○本日の會議に付した事件

一、給料の繰上支給等に関する緊急質問

一、行政整理に関する緊急質問

一、日程第一 診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案

一、日程第二 昭和二十四年度国有財産増減及び現在額總計算書

一、日程第三 昭和二十四年度国有財産無償貸付状況總計算書

一、日程第四乃至百六十四の請願

一、日程第六十五の陳情

出席者は左の通り

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
山本 勇造君 村上 義一君
宮城タマヨ君 薄口 三郎君
前田 穰君 藤野 繁雄君
中山 福蔵君 早川 慎一君
波多野林一君 西田 天香君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
伊達源一郎君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高木 正夫君
田村 文吉君 鈴木 直人君
杉山 昌作君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 高良 とみ君

昭和二十六年十一月七日 参議院會議録第十四号

小林 政夫君	小宮山常吉君	石原幹市郎君	山崎 恒君	小笠原三男君	須藤 五郎君
楠見 義男君	木下 辰雄君	紅露 みつ君	深川タマエ君	岩間 正男君	兼岩 傳一君
河井 彌八君	片柳 眞吉君	木内キヤウ君	池田宇右衛門君	千葉 信君	水橋 藤作君
柏木 康治君	加藤 正人君	大島 定吉君	郡 祐一君	堂森 芳夫君	成瀬 峰治君
岡本 愛祐君	岡部 常君	川村 松助君	谷口弥三郎君	重盛 壽治君	東 隆君
尾崎 行雄君	小野 哲君	有馬 英二君	山田 佐一君	森 八三一君	梅津 錦一君
楠瀬 常雄君	青山 正一君	西山 龜七君	團 伊能君	江田 三郎君	小酒井義男君
長島 銀藏君	木村 守江君	鈴木 強平君	櫻内 義雄君	千田 正君	三浦 辰雄君
高橋進太郎君	仁田 竹一君	三好 始君	西田 隆男君	石川 清一君	松浦 定義君
上原 正吉君	石川 榮一君	大屋 晋三君	泉山 三六君	榎橋 小虎君	曾根 益君
大谷 豊潤君	九鬼紋十郎君	小林 英三君	栗栖 越夫君	河崎 ナツ君	堀木 健三君
加納 金助君	平沼彌太郎君	林屋龜次郎君	一松 定吉君	松原 一彦君	羽仁 五郎君
大矢半次郎君	城 義臣君	鬼丸 義齊君	村尾 重雄君	和田 博雄君	カニエ邦彦君
岡崎 眞一君	西川甚五郎君	小泉 秀吉君	清澤 俊英君	山下 義信君	矢嶋 三義君
小野 義夫君	黒田 英雄君	赤松 常子君	島 清君	西園寺公一君	金子 洋文君
石坂 豊一君	北村 一男君	野溝 勝君	若木 勝藏君	下條 恭兵君	
中川 幸平君	黒川 武雄君	三橋八次郎君	原 虎一君	國務大臣	
横尾 龍君	徳川 頼貞君	齋 武雄君	上條 愛一君	厚生大臣 橋本 龍伍君	
中山 壽彦君	中川 以良君	吉川末次郎君	山花 秀雄君	郵政大臣 佐藤 榮作君	
飯島連次郎君	伊藤 保平君	松浦 清一君	田中 一君	電気通信大臣 佐藤 榮作君	
赤澤 與仁君	赤木 正雄君	松永 義雄君	岩崎正三郎君	國務大臣 岡野 清豪君	
松本 昇君	大野木秀次郎君	深川榮左エ門君	内村 清次君	政府委員	
加藤 武雄君	長谷山行毅君	佐多 忠隆君	小林 亦治君	内閣官房長官 岡崎 勝男君	
松平 勇雄君	古池 信三君	荒木正三郎君	羽生 三七君	厚生政務次官 平澤 長吉君	
平井 太郎君	山縣 勝見君	大隈 信幸君	岩木 哲夫君		
安井 謙君	山本 米治君	高田なほ子君	吉田 洪晴君		
岡田 信次君	石村 幸作君	駒井 藤平君	境野 清雄君		
田方 進君	平林 太一君	稻垣平太郎君	森崎 隆君		
鈴木 恭一君	入交 太藏君	三輪 貞治君	菊川 孝夫君		

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十 円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四番一五五
郵便東京一九〇〇〇官報課